

第2次三川町 地球温暖化対策実行計画

《事務事業編》

令和4年 3月 策定
令和6年1 1月 全部改定
令和7年 3月 一部改定

三 川 町

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 地球温暖化問題に関する国内外の動向.....	1
2 計画の基本方針	5
3 策定の経過	5
4 計画の策定方針	6
第2章 計画の基本的事項	7
1 計画の目的	7
2 上位計画や関連計画との位置づけ.....	7
3 計画の対象とする範囲.....	8
4 対象とする温室効果ガスの種類.....	8
5 温室効果ガス排出量の算定範囲及び算定方法.....	9
6 計画期間、見直し予定時期.....	9
第3章 温室効果ガスの排出状況	10
1 温室効果ガスの排出状況.....	10
2 活動量の状況	13
3 温室効果ガス排出量削減に向けた課題.....	16
第4章 温室効果ガス削減目標	17
1 目標設定の考え方.....	17
2 基準年度	17
3 温室効果ガス削減目標.....	18
第5章 目標達成に向けた取組み	20
1 基本方針	20
2 目標達成に向けた指標.....	21
3 関連する SDGs	22
4 目標達成に向けた取組み.....	23

第6章 計画の進行管理	33
1 計画の推進体制	33
2 計画の進行管理	34
3 計画の状況の公表	34

文章中などで※が付く用語は、ページ下部に解説を掲載しています。

第1章 計画策定の背景

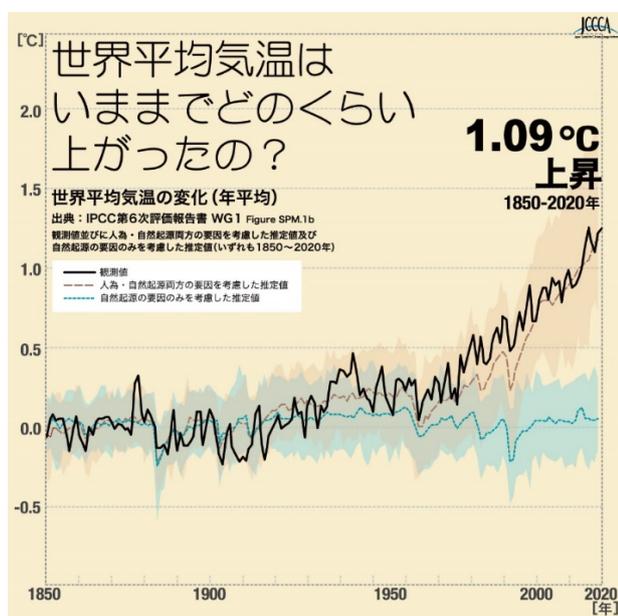
1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

(1) 気候変動の影響

地球温暖化※問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存に関わる問題と認識されており、重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3（2021）年8月には、気候変動に関する政府間パネル※（以下、「IPCC」という。）第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（猛暑や豪雨の増加等）は、地球温暖化の進行に伴い拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されています。



世界平均気温の変化（年平均）

出典：IPCC 第6次評価報告書全国地球温暖化防止活動推進センター

※地球温暖化：人間の活動により二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し地球の平均気温が上昇すること。気温上昇に伴い海面水位の上昇や気候の急激な変化、自然生態系の変化、農作物への影響や亜熱帯性伝染病の蔓延等を引き起こすことが予測され、私たちの暮らしに影響を及ぼすことが懸念されている。

※気候変動に関する政府間パネル（IPCC）：昭和63（1988）年にWMO（世界気象機関）とUNEP（国連環境計画）のもとに設立された政府間機関。気候変動に関する最新の科学的知見（出版された文献）についてとりまとめた報告書を作成し評価することで、各国政府の地球温暖化防止政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成 27 (2015) 年にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として持続可能な開発目標※ (以下、「SDGs」という。) が掲げられました。SDGs は、人間、豊かさ、平和、パートナーシップ及び地球の 5 つの要素について、「誰一人取り残さない」を合言葉に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12 (2030) 年を期限とする包括的な 17 の目標と 169 のターゲットを設定しています。

また、平成 27 (2015) 年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約※第 21 回締約国会議 (以下、「COP21」という。) が開催され、平成 9 年京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定※が採択されました。合意に至ったパリ協定では、気候変動によるリスクを抑制するために、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標としています。

さらに、平成 30 (2018) 年に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」によると、「世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を令和 32 (2050) 年頃に正味ゼロとする」ことが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、令和 32 (2050) 年までのカーボンニュートラル※を目標として掲げる動きが広がりました。令和 3 (2021) 年 10 月の国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) では、パリ協定の 1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である令和 12 (2030) 年に向けた野心的な気候変動対策が議論されました。



持続可能な開発目標 (SDGs) における 17 の目標
出典：国際連合広報センター

※持続可能な開発目標 (SDGs)：国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標。開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組みとして作成されている。持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない (leave no one behind) ことを誓っている。

※国連気候変動枠組条約：地球温暖化問題に対する国際的な枠組みを設定した条約。大気中の温室効果ガスの増加が地球を温暖化し、自然の生態系等に悪影響を及ぼすおそれがあることを人類共通の関心事であると確認し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在及び将来の気候を保護することを目的としている。

※パリ協定：国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) が開催されたフランスのパリで平成 27 (2015) 年 12 月 12 日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定 (合意)。平成 9 (1997) 年に採択された京都議定書以来 18 年ぶりとなる気候変動に関する国際的枠組みであり、初めて気候変動枠組条約に加盟する全 196 カ国全てが参加した。

※カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的に温室効果ガス排出量をゼロにすること。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

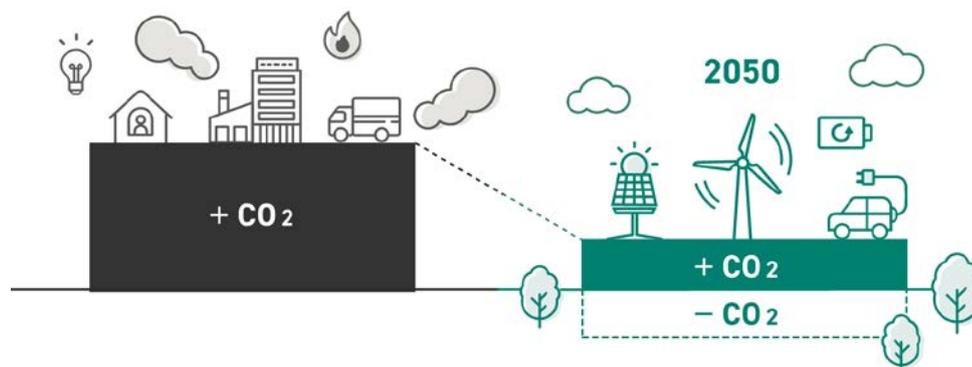
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

①日本の取組み

令和2（2020）年10月、国はパリ協定を踏まえ、令和32（2050）年までに日本における温室効果ガス※の排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。さらに、令和3（2021）年5月、「地球温暖化対策の推進に関する法律※（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）」が改正され、令和32（2050）年までの脱炭素社会の実現を旨とする基本理念が明記されました。

そして、令和3（2021）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、令和12（2030）年度において、温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、令和12（2030）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

令和3（2021）年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下、「政府実行計画」という。）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を令和12（2030）年度までに50%削減（平成25（2013）年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB※化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー※電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。



カーボンニュートラルとは

出典：環境省ウェブサイト 脱炭素ポータルサイト

※温室効果ガス：地表から放出される赤外線を吸収して、地球の気温を上昇させる気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が温室効果ガスと規定されている。

※地球温暖化対策の推進に関する法律：平成10（1998）年、国連気候変動枠組条約第3回締約国会議での京都議定書の採択などを背景に、地球温暖化への対策を国・自治体・事業者・国民が一体となって取り組めるようにするため制定された法律。令和3（2021）年度の改正では「2050年までのカーボンニュートラルの実現」が法律に明記された。

※ZEB：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

※再生可能エネルギー：自然界に存在する永続的に利用できるエネルギー源のことであり、温室効果ガスを排出しないという特徴がある。具体的には、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・バイオマスなどを指す。

②山形県の取組み

山形県では、令和3（2021）年3月に策定された「第4次山形県環境計画」の一部として「山形県環境保全率先実行計画（第5期）」を策定しています。地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として、県が実施している事務及び事業における省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化を進め、温室効果ガスの排出量を削減するため、具体的な取組みと数値目標を定めるとしています。

また、県も一事業者として「ゼロカーボンやまがた2050」の達成に貢献するため、ゼロカーボン施策を推進するとともに、エコオフィス運動の実施等により率先して環境負荷軽減に努めるとしています。

エネルギー使用量は、基準年度である令和元（2019）年度と比較すると、令和4（2022）年度では電気使用量は目標を上回って減少しているものの、冷暖房用等燃料として使用する灯油・重油、ガス、公用車の燃料であるガソリン・軽油、公用車の次世代自動車[※]の導入率、水、用紙類、廃棄物については目標達成には至っていないことが実績として挙げられています。温室効果ガス排出量は、燃料使用量の削減等により、直近の令和4（2022）年度実績は、平成25（2013）年度と比較すると37.1%削減となっています。

策定された「山形県環境保全率先実行計画（第5期）」では、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間に二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）及び三フッ化窒素（NF₃）を対象とする温室効果ガス排出削減目標を踏まえ、温室効果ガス排出量については、令和32（2050）年までに実質ゼロを目指すとともに、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で50%削減することを目指すとしています。

③三川町の取組み

三川町では、令和3（2021）年に「第4次三川町総合計画」を策定しました。この計画では基本目標のひとつに環境を挙げ、施策の柱に挙げている自然と調和した住環境の整備の中で地球温暖化防止に取り組んでいます。

また、町のホームページでは、カーボンニュートラルの取組みを実施している地元企業の紹介や、家庭で実践できる対策をとりまとめたパンフレットを公表し、町民に対して地球温暖化対策の推進を呼びかけています。

※次世代自動車：「低炭素社会づくり行動計画」（平成20（2008）年7月閣議決定）において定義される、ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、CNG（圧縮天然ガス）自動車等のこと。二酸化炭素の排出削減や再生可能エネルギーの利用を進める上で有効とされている。

2 計画の基本方針

三川町は、山形県の北西部、庄内平野のほぼ中央に位置しており、北には最上川を隔てて鳥海山を仰ぎ、東に出羽三山を望む田園の町であり、赤川、藤島川、大山川が町内を流れています。水田が町の面積の約63%を占める穀倉地帯となっており、鶴岡市や酒田市、庄内町に隣接し、山がなく、平野の広がる風景が特徴です。

三川町の自然環境を守り育み次世代に引き継ぐため、これまでの活動のあり方を見直し、町民、事業者、町が一体となって、環境保全・省資源・脱炭素型ライフスタイルへの意識啓発など、全町的な環境保全活動と環境負荷の軽減に取り組んでいくことが重要です。

なかでも、町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は一定程度あり、自らがその事務事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のための措置を率先的に実行することは、地球温暖化対策として必要な取り組みです。

また、町が地球温暖化対策を率先して実行することで、温室効果ガスの削減や省資源・省エネルギーの推進に努め、町民・町内の事業者の模範となることを目指します。

そして、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を築くとともに、現在と将来の町民が健やかで心豊かな生活を営むことができる社会を目指します。

3 策定の経過

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地方公共団体の施設や事業から排出される温室効果ガスの「排出量の削減」及び「吸収作用の保全及び強化」のための措置に関する計画（以下、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」という。）を、全ての都道府県及び市町村において策定することが義務づけられています。これを受けて、三川町では自らの事務事業に伴って排出される温室効果ガス削減の推進に取り組むため、令和4年3月に地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定しました。そして、さらなる温室効果ガス削減に向けた取り組みを進めるため、計画を見直すこととしました。

4 計画の策定方針

近年の国際的なカーボンニュートラルへの動きなどに対応した「三川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「本計画」という。）」を策定するにあたり、国の令和3（2021）年10月に改定された地球温暖化対策計画を踏まえて、本計画の削減目標を国の目標に沿って設定します。また、削減目標を着実に達成するための指標を設け、取組みの進捗管理を行うこととします。

計画の策定方針

概要
本計画の削減目標を国の目標に沿って設定する。
削減目標を着実に達成するための指標を設ける。
削減目標を着実に達成するための取組みの進捗管理を行う。



第2章 計画の基本的事項

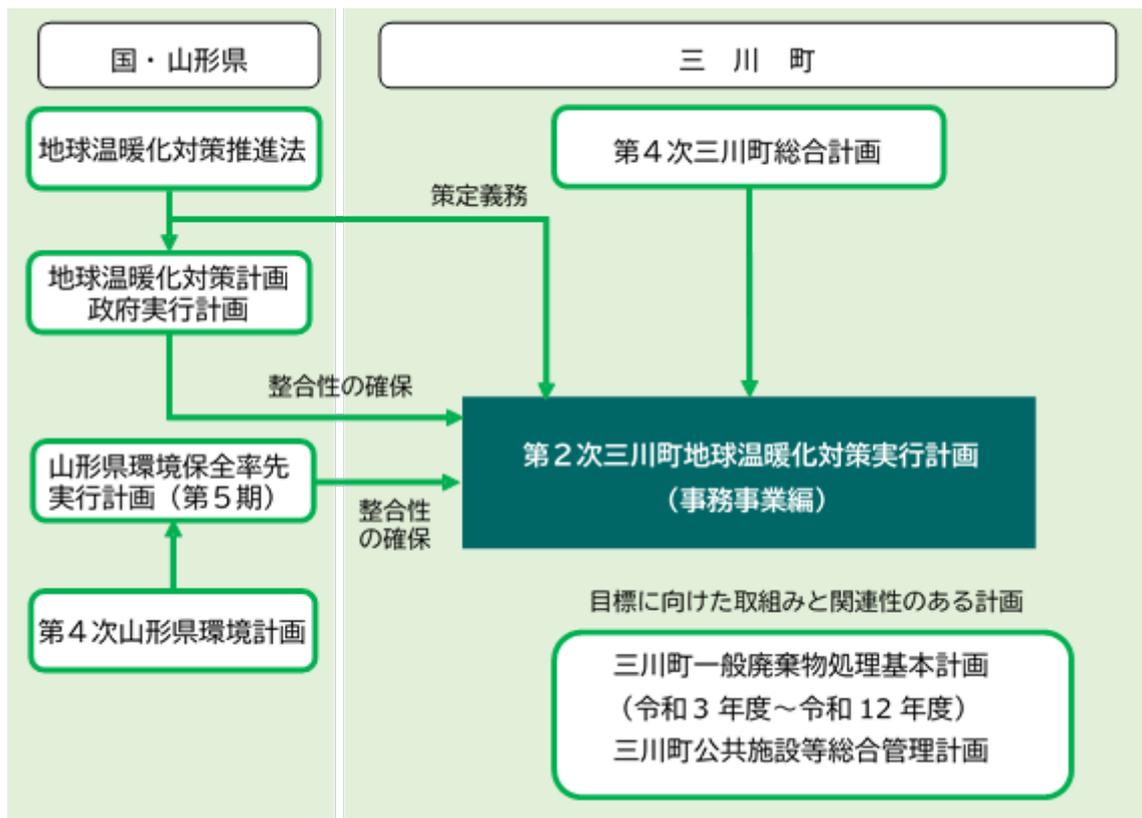
1 計画の目的

本計画は、町が自らの事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に率先して取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 上位計画や関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」であり、町が自らの事務事業から発生する温室効果ガス排出量の削減について定める計画です。

本計画の策定にあたり、策定根拠となる法律及び国の計画、山形県の計画、三川町の上位・関連計画を踏まえて検討しました。



関連計画等との位置づけ

3 計画の対象とする範囲

本計画では、町が所有し、または管理する公共施設における全ての事務事業を対象とします。なお、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等については、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組みを講じるよう要請します。

また、計画期間中に新設される施設等についても本計画の対象とします。

4 対象とする温室効果ガスの種類

本計画では、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定する以下の7種類の温室効果ガスを対象としますが、PFCs及びSF₆、NF₃については、現在の町の事務事業に関して該当するものはないため、本計画の対象外とします。

温室効果ガスの種類

種類	主な排出源	地球温暖化係数※
二酸化炭素 (CO ₂)	電気、暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。	1
メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の使用、浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理、一般廃棄物の焼却等により排出される。	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の使用、浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理、一般廃棄物の焼却等により排出される。	298
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。	12~14,800
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	7,390~17,340
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	22,800
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングに用いられる。	17,200

※地球温暖化係数：二酸化炭素 (CO₂) を基準にして、ほかの温室効果ガスの温暖化する能力を表した数字のこと。

5 温室効果ガス排出量の算定範囲及び算定方法

本計画の「温室効果ガス総排出量」の算定範囲は、町が管轄する事業・設備（車両・屋外照明を含む）であり、かつ、エネルギーの使用や下水の処理などの活動量※を把握できる範囲とします。

温室効果ガス排出量の算定に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に基づく排出係数※及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和6年4月 環境省）」を用いて算定します。

なお、吸収源対策は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（令和6年4月 環境省）」に基づき、温室効果ガス排出量の算定範囲外です。

本計画において対象となる活動の区分

ガス種	活動の区分
二酸化炭素（CO ₂ ）	・燃料の使用 ・他人から供給された電気の使用 ・他人から供給された熱の使用
メタン（CH ₄ ）	・下水の処理
一酸化二窒素（N ₂ O）	・下水の処理

6 計画期間、見直し予定時期

本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの9年間とします。

ただし、国内外の社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

※活動量：温室効果ガス排出の要因となる活動の量を示すもの。電気やガソリン等のエネルギー使用量、下水処理量等がこれに該当する。

※排出係数：エネルギーや温室効果ガス排出源一単位あたりのある活動に伴う温室効果ガスの排出量で、例えば、1リットルのガソリンを使用した時に排出される二酸化炭素の排出量を示した値。排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条」にも定められている。

第3章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガスの総排出量

令和4（2022）年度の温室効果ガス排出量は、2,329t-CO₂となっています。このうちエネルギー起源の二酸化炭素排出量が2,315t-CO₂と99.4%を占めています。

一方で、下水の処理に伴い発生するメタン、一酸化二窒素の排出量はそれぞれ5t-CO₂、9t-CO₂と、温室効果ガス排出量に占める割合は小さくなっています。

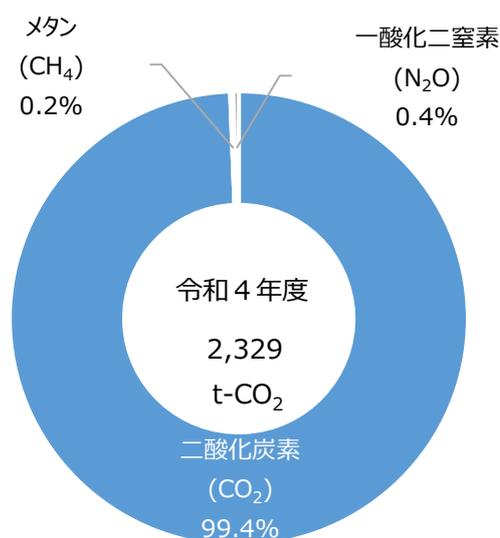
温室効果ガス総排出量

ガス種	令和4年度（基準年度）	
	(t-CO ₂)	(%)
二酸化炭素(CO ₂)	2,315	99.4%
メタン(CH ₄)	5	0.2%
一酸化二窒素(N ₂ O)	9	0.4%
合計	2,329	100.0%

注) 電気の排出係数として、基礎排出係数*を用いた算定結果を示しています。

注) 電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は各年度の基礎排出係数を用いて算定しています。

注) メタン、一酸化二窒素の排出量は、終末処理場の排出係数と地球温暖化係数を用いて算定しています。



温室効果ガス種別排出割合

*基礎排出係数：電気事業者が供給した電気を発電する際に、燃料の燃焼に伴って排出したCO₂排出量を販売した電力量で割った値。

(2) エネルギー起源 CO₂ 排出量

令和4（2022）年度のエネルギー起源 CO₂ の排出量は 2,315t-CO₂ となっています。内訳をみると、電気が 1,348t-CO₂ と最も多く 58.2% を占めており、次いで A 重油が 597t-CO₂ と 25.8% を占めています。

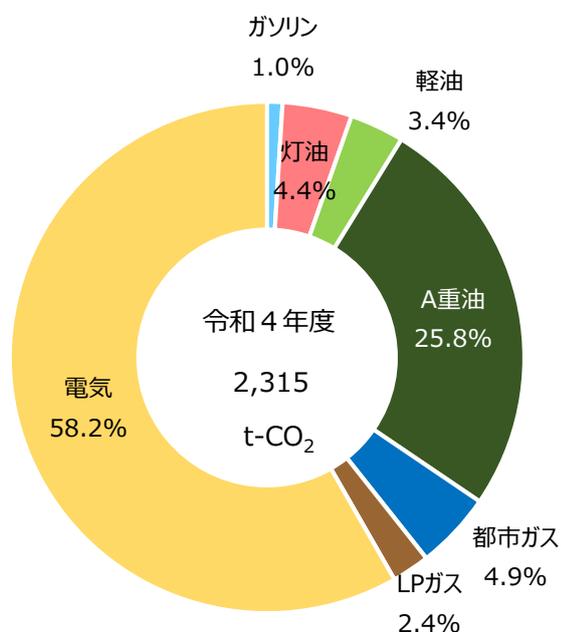
エネルギー起源 CO₂ 排出量

活動項目		令和4年度（基準年度）	
		年間排出量（t-CO ₂ ）	構成比（%）
燃料の使用	ガソリン	22	1.0
	灯油	101	4.4
	軽油	79	3.4
	A 重油	597	25.8
	都市ガス	112	4.9
	LP ガス	55	2.4
電気の使用		1,348	58.2
合計		2,315	100.0

注) 電気の排出係数として、基礎排出係数を用いた算定結果を示しています。

注) 電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は各年度の基礎排出係数を用いて算定しています。

注) 端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

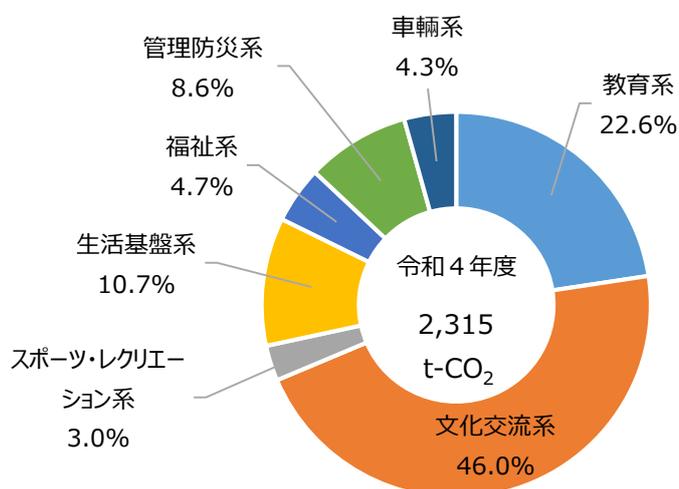


エネルギー起源 CO₂ 排出量割合

注) 電気の排出係数として基礎排出係数を使用

(3) 施設の機能別のエネルギー起源 CO₂ 排出量

令和4（2022）年度のエネルギー起源 CO₂ 排出量の割合を施設の機能別にみると、いろり火の里を含む文化交流系が46.0%と最も多く占めており、次いで小・中学校で構成する教育系が22.6%となっています。



注) 端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

令和4年度の施設の機能別エネルギー起源 CO₂ 排出量割合

施設の機能別区分と含まれる施設

機能別区分	施設等
教育系	横山小学校、東郷小学校、押切小学校、三川中学校
文化交流系	いろり火の里施設、農村環境改善センター（三川町公民館）、文化交流館、子育て交流施設、旧児童交流センター
スポーツ・レクリエーション系	町民体育館、町民グラウンド、屋内多目的運動施設、勤労者体育施設
生活基盤系	蛾眉公園、袖東公園、対馬公園、赤川河川緑地ふれあい広場、排水機場、ポンプ場、農業集落排水施設、公共下水道関連施設、落合消雪ポンプ、道路・橋梁照明
福祉系	みかわ保育園幼稚園
管理防災系	役場庁舎、庁舎車庫、防災水防倉庫、重車輛車庫、回転灯、防犯灯、防災無線
車両系	バス、スクールワゴン、除雪車、ハンドガイド除雪機、塵芥車、三川町消防団が管理する積載車、庁用車

2 活動量の状況

(1) 活動量の状況

令和4(2022)年度の三川町における温室効果ガスの排出に係る活動量の状況は以下に示すとおりです。

- ガソリン

主に公用車(乗用車)の燃料として使用されています。令和4年度使用量は、9,598Lとなっています。

- 灯油

主に役場庁舎、農村環境改善センター、文化交流館、体育施設、子育て交流施設(テオトル)やいろり火の里において暖房の燃料として使用されています。令和4年度使用量は、40,580Lとなっています。

- 軽油

主に公用車(除雪車やバス)の燃料として使用されています。令和4年度使用量は、30,601Lとなっています。

- A重油

主にいろり火の里や、小中学校でボイラー燃料として使用されています。令和4年度使用量は、220,200Lとなっています。

- LPガス

主にいろり火の里で燃料として使用されています。令和4年度使用量は、8,817m³となっています。

- 電気の使用量

主にいろり火の里や小・中学校、農業集落排水施設、下水道施設、袖東ポンプ場で使用されています。令和4年度使用量は、2,827,523kWhとなっています。

- 都市ガス

主に小・中学校、みかわ保育園幼稚園で燃料として使用されています。令和4年度使用量は、53,772m³となっています。

- 下水等の処理量

猪子、青山天神堂、成田新田など7地区の農業集落排水施設で下水の処理が行われています。令和4年度の処理量は、210,154m³となっています。

三川町の活動量

項目		単位	令和4年度（基準年度）
燃料の使用	ガソリン	L	9,598
	公用車	L	9,593
	公用車以外	L	5
	灯油	L	40,580
	軽油	L	30,601
	公用車	L	30,601
	公用車以外	L	0
	A 重油	L	220,200
	都市ガス	m ³	53,772
	LP ガス	m ³	8,817
	電気の使用	kWh	2,827,523
下水等の処理量	m ³	210,154	



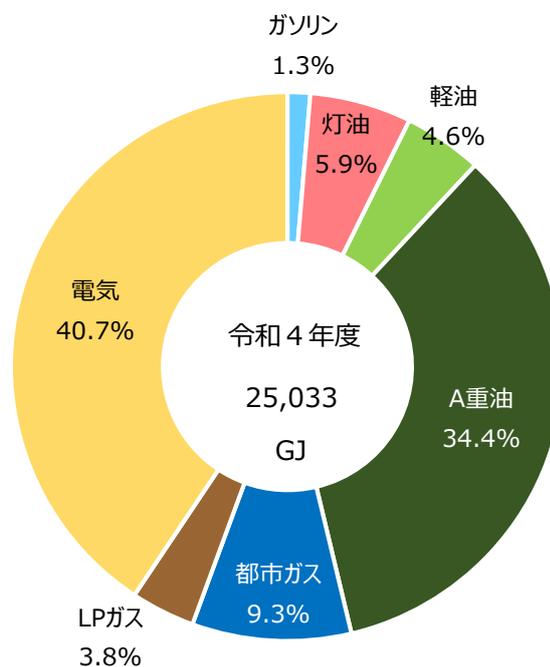
(2) エネルギー使用量の状況

令和4（2022）年度のエネルギー使用量（熱量換算）は25,033GJで、内訳をみると電気が40.7%と最も多く、次いでA重油が34.4%となっています。

エネルギー使用状況

活動項目		固有 単位	令和4年度（基準年度）		
			使用量	GJ	%
燃料 の 使用	ガソリン	L	9,598	332	1.3
	灯油	L	40,580	1,489	5.9
	軽油	L	30,601	1,154	4.6
	A重油	L	220,200	8,610	34.4
	都市ガス	m ³	53,772	2,329	9.3
	LPガス	m ³	8,817	940	3.8
電気の使用		kWh	2,827,523	10,179	40.7
合計		—	—	25,033	100.0

注）端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。



エネルギーの使用割合

3 温室効果ガス排出量削減に向けた課題

三川町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題は、次の通りです。

① 電気の使用量の削減

令和4年度において、エネルギー起源CO₂排出量に占める電気の割合は全体の50%以上を占めております。削減に向けた取組みとして、電気の使用量を減らすとともに、使用する電気を再生可能エネルギー由来のものへ転換することが有効です。

② A重油燃料エネルギー使用量の削減

三川町は、ボイラーに使用するエネルギーが多くなっています。特にA重油はボイラーでの使用が多く、令和4年度におけるエネルギー起源CO₂排出量に占めるA重油の割合は電気に次いで多くなっております。削減に向けた取組みとして、再生可能エネルギー由来のものへ転換することが有効です。

③ 冬季のエネルギー使用量の削減

三川町は寒冷地で、冬季の暖房に使用するエネルギーが多くなっています。特に都市ガスや灯油は暖房での使用が多く、令和4年度におけるエネルギー起源CO₂排出量に占める割合はA重油に次いで多くなっております。削減に向けた取組みとして、建物の高气密・高断熱化が有効です。

④ 公用車による燃料使用量の削減

公用車による温室効果ガス排出量はエネルギー起源CO₂排出量の5%程度を占めています。削減に向けた取組みとして、公用車を使用する際にはエコドライブを心掛け燃費良く走行することが有効です。また、次世代自動車（EV・FCV・PHEV・HV）などの燃費性能の優れた自動車へ代替することでCO₂排出量を減少させることができます。

第4章 温室効果ガス削減目標

1 目標設定の考え方

町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量に対し削減目標を設定し、排出量を管理することとします。

目標の設定に当たっては、国の地球温暖化対策計画に示された令和12(2030)年度における全電源平均[※]の電気の排出係数(0.25kg-CO₂/kWh)を前提とした排出削減量の算定を踏まえ、各課等の取組みを計画的かつ着実に推進することによる削減を見込んで設定しました。

目標設定の区分と活動の区分の対応

目標設定の区分	活動の区分
事務事業に伴う排出量 (排水処理に伴う排出量を含む)	・ 電気の使用 ・ 燃料の使用 ・ 燃料の使用 (自動車) ・ 下水の処理

2 基準年度

令和4(2022)年度を基準年度とし、国の削減目標との整合を図りながら町の事務事業の温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。

※全電源平均：火力のほか、CO₂を排出しない原子力や水力を含めた全ての発電方式による電源を基準とすること。

3 温室効果ガス削減目標

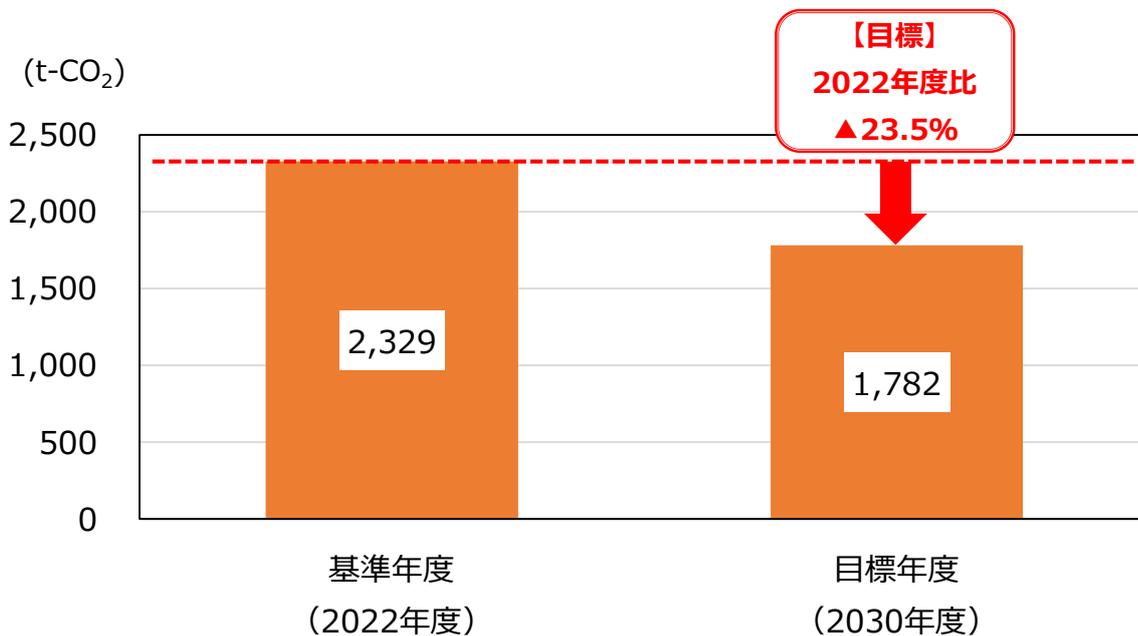
(1) 温室効果ガスの削減目標

三川町では、町民や事業者の模範となる率先的な取組みが求められており、可能な限り国の目標達成に寄与していくため、令和4（2022）年度と比較して、町の事務事業全体の排出量を23.5%削減することを目指します。

温室効果ガス削減目標

項目	令和4年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)	削減目標
町全体の排出量	2,329 _{t-CO₂}	1,782 _{t-CO₂}	23.5%

注) 平成25（2013）年度温室効果ガス排出量確認が困難なため、令和4（2022）年度を基準年度に設定するにあたり、削減目標については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」に基づき、政府実行計画の削減目標を設定した基準年度で按分して削減率を算定し、その算定値を令和12（2030）年度目標とします。
基準年度が令和4（2022）年度の場合、削減率は $50\% / (2030-2013) \times (2030-2022) = 23.5\%$ 。



注) 毎年度公表される電気事業者別の基礎排出係数を使用

(2) 温室効果ガスの削減見込み

目標年度の温室効果ガス削減見込みは、以下のとおりです。国の「地球温暖化対策計画」では、令和12(2030)年度の全電源平均の電気の排出係数の目標値は0.25kg-CO₂/kWhとされています。三川町で使用する電気の排出係数も0.25kg-CO₂/kWhに低減された場合、基準年度比30.4%の削減となります。低排出係数の電力調達を行うとともに、建物の省エネルギー化、再生可能エネルギー導入等に取り組むことで目標の達成が見込まれます。

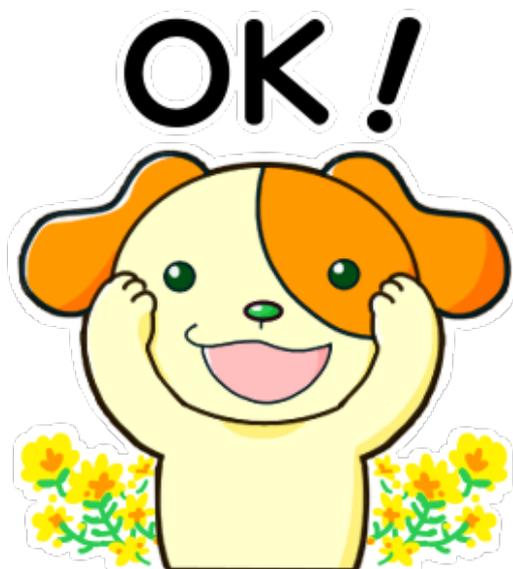
電力の使用における温室効果ガス削減見込み

区分	電力使用に伴う排出量(単位:t-CO ₂)
2022年度(基準年度)	2,329
2030年度(目標年度) 削減見込量	707
電気の排出係数の低減	707 ^{注1)}
2030年度(目標年度)	1,622
基準年度比削減率	30.4%

注) 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

注) 毎年度公表される電気事業者別の基礎排出係数を使用

注1) 令和12(2030)年度を基準に、全電源平均の電力排出係数0.25kg-CO₂/kWhから求めた排出量



第5章 目標達成に向けた取組み

1 基本方針

職員の省エネ行動を一層強化するとともに、CO₂ 排出係数の少ない燃料に転換することや設備機器の更新に合わせた省エネ型の機器の導入、再生可能エネルギーの導入、次世代自動車の導入を検討していくなど、ハード面の対策を合わせて行っていくことが重要です。

また、間接的な温室効果ガスの排出削減の取組みに関しても、環境負荷の少ない事務用品等の調達、物品の節約、用紙使用量の削減、節水等に努めることが必要です。

さらに、計画の実現には、職員一人ひとりの意識と行動が重要であることから、建築物の省エネルギー化・低炭素化に加えて、再生可能エネルギー等の導入推進、設備やサービスの調達・使用にあたっての取組み、町職員の意識改革・行動変容などに配慮して、積極的に地球温暖化対策を推進することとします。



【コラム】政府実行計画に盛り込まれた主な取組み内容

政府実行計画の中で、平成25（2013）年度と比べ令和12（2030）年度までに政府の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量を50%削減することが掲げられました。同計画では、目標達成に向けた取組みとして、「太陽光発電の最大限導入」、「新築建築物のZEB化」、「電動車・LED照明の導入徹底」、「積極的な再エネ電力調達」等が設定され、推進しています。

政府実行計画の改定

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上**に**太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等をつけた建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネをつけた建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上**を**再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

出典：首相官邸ウェブサイト「政府実行計画の概要」

2 目標達成に向けた指標

温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、町有施設における取組みを率先して進めます。また、削減目標の達成に向けた指標を設け、取組みの進捗管理を行います。

組織・施設における事業内容により、削減が見込めない項目に関しては、目安としての目標値と捉えるものとします。また、その削減が見込めない分に関する温室効果ガス排出量は、他の項目により補うものと考えます。なお、電気の使用に関しては、政府の目標で令和12（2030）年度電気の排出係数を0.25kg-CO₂/kWhまで低減させることとなっております。三川町の事務事業においては、電気の排出係数の低減により温室効果ガス排出量全体で47.6%の削減が見込まれますが、令和32（2050）年度の温室効果ガス排出実質ゼロ目標を見据えて、目標年度までに電気の使用量についても削減することとします。

目標達成に向けた指標

指標	令和4年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)
電気の使用量	2,827,523kWh	2,163,055kWh
A重油の使用量	220,200L	168,453L
灯油の使用量	40,580L	31,044L
LPガスの使用量	8,817m ³	6,745m ³
都市ガスの使用量	53,772m ³	41,136m ³
ガソリンの使用量	9,598L	7,342L
軽油の使用量	30,601L	23,410L



3 関連する SDGs

本計画と特に関わりの深い SDGs のゴールを以下に示します。

以下に示したゴールは、本計画の推進によって達成に資するゴールであるとともに、本町の各種計画の推進によって達成されるゴールであることを認識しながら、取組みを進めていきます。

本計画と特に関わりの深い SDGs のゴール



「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」

- ・手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



「住み続けられるまちづくりを」

- ・都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする。



「つくる責任 つかう責任」

- ・持続可能な消費と生産のパターンを確保する。



「気候変動に具体的な対策を」

- ・気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。



「パートナーシップで目標を達成しよう」

- ・持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：国際連合広報センター

4 目標達成に向けた取組み

温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、町有施設における取組みを率先して行います。

基本方針 1	建築物の省エネルギー化・低炭素化		
関わりの深い SDGs のゴール	<div style="background-color: #FFD700; padding: 5px; text-align: center;"> 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに </div>	<div style="background-color: #FFD700; padding: 5px; text-align: center;"> 11 住み続けられる まちづくりを </div>	<div style="background-color: #008000; padding: 5px; text-align: center;"> 13 気候変動に 具体的な対策を </div>

庁舎等の町有施設について、省エネルギー対策等を進めていきます。
また、緑地等が CO₂ 吸収源としての機能を十分に発揮できるよう適正な整備・保全等に取り組みます。

(1) 施設の ZEB 化の推進

- ・今後、建築物を建築する際には、省エネルギー対策を行い、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とすることを目指します。

【コラム】ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）

ZEBとは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味ゼロにすることができます。

『ZEB』(ゼブ)

省エネ+創エネで0%以下まで削減

Nearly ZEB (ニアリーゼブ)

省エネ+創エネで25%以下まで削減

ZEB Ready (ゼブレディ)

省エネで50%以下まで削減

ZEB Oriented (ゼブオリエンテッド)

延べ面積が10,000㎡以上の建物

省エネで用途毎に既定する削減量を達成+未評価技術・の導入による更なる省エネ

*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術

出典：環境省ウェブサイト「ZEB PORTAL（ゼブ・ポータル）」

23

(2) LED 照明の導入等

- ・ 町有施設の照明設備の LED 化を進めるとともに、新築又は改築する際は、LED 照明を導入します。
- ・ 新設及び更新する道路照明、防犯灯の LED 化を進めます。

(3) 高効率空調設備の導入

- ・ 町有施設の改修の際に、省エネルギー基準に適合させるため空気調和設備その他の機械換気設備を導入する場合には、高効率機器を導入します。

(4) 断熱性能の向上

- ・ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努めます。

(5) デマンド監視システムの導入

- ・ 需要電力を常時監視し、設定値を超えると予測されるときに警報を発したり、負荷の制御を行ったりするデマンド監視システムの導入を検討します。

基本方針2	再生可能エネルギー等の導入推進			
関わりの深いSDGsのゴール	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを 	13 気候変動に具体的な対策を 

再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出しない持続可能なエネルギー源です。自家消費型の太陽光発電システムと蓄電池を併せて活用することで、発電した電力を効率的に利用できるだけでなく、災害時には独立したエネルギー供給源としての役割を担うこともできます。そのため、太陽光発電等の再生可能エネルギーと蓄電池の導入を推進します。

(1) 町有施設への再生可能エネルギーの導入

- ・町有施設の新築・改築、大規模改修にあたっては、初期投資ゼロかつエネルギーの地産地消が可能なPPA等の活用も検討しながら、費用対効果を考慮した上で再生可能エネルギーの導入を図ります。



【コラム】PPAモデル（パワー・パーチェス・アグリーメント）

PPAモデルとは、Power Purchase Agreement（パワー・パーチェス・アグリーメント）の略称で、日本語では電力販売契約と訳されます。発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の負担により設置し、所有・維持管理をした上で、発電された電気を需要家に供給する仕組みです。「第三者所有モデル」とも言われます。この自家消費型の太陽光発電設備の導入を進めることでエネルギーの地産地消を促進し、温室効果ガス排出を削減できるほか、災害などで停電が起きた際にもでも電気を使用することができます。

PPAモデルイメージ

需要家
企業、家庭、公共施設等

太陽光発電だけで足りない電力は電力会社から購入



太陽光発電設備（需要家の敷地内）

太陽光発電設備
設置・運用・保守

PPA
（電力購入契約）

電気利用料

**発電事業者
（PPA事業者）**

太陽光発電で余った電力は電力会社に売る



出典：山形県ウェブサイト「自家消費型太陽光発電設備の導入」

(2) 蓄電池・EV等の電源リソースの活用検討

- ・太陽光発電や蓄電池、EVなどを導入し、平時は再生可能エネルギーを効率的に利用するとともに、非常時の電力確保に向けた検討を進めます。



【コラム】蓄電池の活用

蓄電池とは、1回限りではなく、充電を行なうことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）のことです。発電量が天候に左右されてしまう太陽光などの再生可能エネルギー発電設備が、必要以上に発電した時、使い切れない電気を蓄電池に貯めておき、夜間など使用したい時に放電して利用することができます。

蓄電池活用のメリットとしては、災害や電力不足などで停電が発生した場合、蓄電池に貯められた電気を非常用電源として使うことができます。また、一斉に電力が消費される昼間の時間帯に、蓄電池に貯められた電気を使うことで、電力の消費を抑える「ピークシフト」にも役立てられます。プラグインハイブリッド自動車、電気自動車は充電することで、自動車の動力としてだけでなく、家庭の電気製品などの電力として使用することもできます。

改定された政府実行計画においても、太陽光発電のさらなる有効利用や災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池等を積極的に導入することとしています。

蓄電池を活用した自家消費イメージ

家庭用蓄電池を購入して、
太陽光発電でまかなえる電力を増やす



プラグインハイブリッド自動車、
電気自動車を購入し、
発電した電気を自動車の動力等に使う



出典：資源エネルギー庁ウェブサイト「どうする？ソーラー」

基本方針3	設備やサービスの購入・使用に当たっての取組み				
関わりの深いSDGsのゴール	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	17 パートナーシップで 目標を達成しよう

物品・サービス等の調達にあたり省エネ型のものを選択するといった「グリーン購入※」を率先して行います。

(1) EV・PHEVなど電動車の導入等

- ・代替可能な電動車がない場合等を除き、公用車の新規導入・更新については電動車（電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）など）とすることを目指します。



【コラム】電動車

電動車は、バッテリーに蓄えた電気エネルギーを動力の全てまたは一部として走行する自動車を指し、「電気自動車（EV）」、「燃料電池自動車（FCV）」、「プラグインハイブリッド自動車（PHEV）」、「ハイブリッド自動車（HEV）」の4種を電動車といいます。政府実行計画においても、「電動車の導入」が盛り込まれており、地方公共団体の公用車についても、代替可能な電動車がない場合等を除き、2030年までに全て電動車とする方針が望まれています。

電動車の種類と概要

種類	概要
電気自動車（EV）	<ul style="list-style-type: none"> ・外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用いて、電動モータを動力源として走行する自動車。 ・ガソリンを使用しないため、走行時のCO₂排出量はゼロ。
燃料電池自動車（FCV）	<ul style="list-style-type: none"> ・水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作る「燃料電池」を搭載し、そこで作られた電気を動力源としてモータで走行する自動車。 ・水素を燃料としているため走行中に排出されるのは水のみでCO₂の排出はゼロ。
プラグインハイブリッド自動車（PHEV）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車とハイブリッド自動車の長所を合わせた自動車 ・充電することもでき、その電気を使い切っても、そのままハイブリッド自動車として走行することが可能。
ハイブリッド自動車（HV）	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンエンジンに加えてモータ・バッテリーを搭載し、走行状況に応じてエンジン・モータの2つの動力源を最適にコントロールすることで、燃費を向上させた自動車。

出典：環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」

※グリーン購入：物品を購入する際に、製造から使用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通して環境負荷が小さい製品を積極的に購入し、環境負荷の低減を図る取組み。

(2) 省エネ型機器の導入等

- ・ 町有施設の ZEB 化事業又は省エネルギー基準に適合させるための改修事業の際には、給湯設備や昇降機を導入する場合は、高効率機器を導入します。
- ・ 0A 機器、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費する機器の廃止又は買換えを計画的、重点的に進めるとともに、買換えにあたっては、省エネ型のものを選択します。

(3) 環境に配慮した契約やグリーン購入の推進

- ・ 必要なものを十分に検討し、調達する数量は必要最小限にするとともに、再生品や省エネ型製品等の環境配慮型製品を優先的に購入します。

(4) フロン類の排出抑制

- ・ オゾン層の破壊及び地球温暖化の原因となるフロン類の大気中への排出を抑制するため、冷媒としてフロン類が使用されている業務用冷凍空調機器等は（簡易点検・定期点検の実施等行うなど）適正に管理するとともに、当該機器等の整備時や廃棄時にはフロン類の充填や回収を適正に行います。



基本方針4	町職員の意識改革・行動変容				
関わりの深い SDGsのゴール	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 	17 パートナリシップで 目標を達成しよう 

町の事務事業にあたり、空調設備、照明設備、パソコンの利用などで多くのエネルギーを使用しています。また、事務用品やコピー紙などの資源も大量に使用しています。職員一人ひとりが自覚を持って省エネルギー・省資源活動を実践し、全庁的な取組みを推進します。

(1) 空調、換気に関する取組み

■施設全体で行う取組み

- ・ブラインドやカーテンの利用等で熱の出入りを調節します。
- ・空調設備のフィルターを清掃し、設備機器の保守管理を徹底します。
- ・事務室及び館内の室温は、冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安に調節します。

■職員一人ひとりが行う取組み

- ・夏季におけるクールビズ[※]や冬季におけるウォームビズ[※]を心がけます。
- ・使用していない部屋の空調は停止します。

(2) 照明に関する取組み

■施設全体で行う取組み

- ・昼休み、残業時には業務に支障のない範囲内で不必要な照明を消灯します。
- ・ロッカー室、倉庫、トイレ等の使用頻度が低い部屋の照明は普段消灯し、使用時のみ点灯します。

■職員一人ひとりが行う取組み

- ・不要な照明はこまめに消灯します。
- ・自然光で必要照度が得られる場合には昼光利用し、照明灯の使用を控えます。
- ・残業時間を削減し、照明灯の使用時間を短縮します。

※クールビズ：冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、涼しく快適に過ごせる軽装や取組みを励行し二酸化炭素の排出を抑制すること。ノーネクタイ・ノー上着スタイルがその代表。

※ウォームビズ：暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、暖かく快適に過ごせる服装や取組みを励行し、二酸化炭素の排出を抑制すること。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその代表。

(3) 事務機器に関する取組み

■施設全体で行う取組み

- ・省エネモード機能を搭載している事務機器は、省エネモードに設定を行い使用します。

■職員一人ひとりが行う取組み

- ・電力消費機器を使用しないときは、こまめに電源を切ります。
- ・終業時及び長時間使用しない場合、コンセントから電源プラグを抜きます。
- ・パソコンの未使用時間が、1時間30分未満は「スタンバイ」、1時間30分以上は「シャットダウン」とします。

(4) 公用車使用に関する取組み

■施設全体で行う取組み

- ・公用車を利用する際は、極力乗合にするなど自動車使用の削減を図ります。
- ・タイヤの空気圧調整、黒煙排出状況の点検など車両整備を適切に行います。

■職員一人ひとりが行う取組み

- ・待機中はエンジンを停止するなど無駄なアイドリング[※]を止めるようにします。急発進・急停止・急加速を避けるようにします。空ぶかしをしないようにします。
- ・不要な積載物は、その都度、車から降ろすようにします。

(5) その他の電力使用機器等に関する取組み

■施設全体で行う取組み

- ・省エネモード機能を搭載している電気温水器・温水洗浄便座は、省エネモードに設定します。

■職員一人ひとりが行う取組み

- ・機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で電源を切るようにします。
- ・エレベーターの使用は極力避け、階段を利用するよう努めます。

※アイドリング：自動車が駐停車中にエンジンを動かさずにつけること。

(6) その他の取組み

■施設全体で行う取組み

- ・ 会議には封筒を配布せず、外部からの出席者に対しても必要な場合のみに配布します。
- ・ 使用済み封筒は、課内回覧用、庁内連絡用などに活用します。
- ・ 会議資料は資料枚数を減らすとともに必要最小限の部数とします。
- ・ 資料については、多色刷りや色紙を極力避け、できる限り単色でわかりやすいものへと工夫します。
- ・ チラシ・パンフレットは作り過ぎないようにします。
- ・ 印刷物（報告書等）の枚数削減、部数削減を徹底します。

■職員一人ひとりが行う取組み

- ・ 不要となったコピー用紙は、裏面印刷やメモ用紙として再利用します。
- ・ 両面印刷・両面コピーを行い、ミスコピーをしないよう留意します。
- ・ 水の有効利用を図るとともに、節水に努めます。
- ・ 広報紙等を通じてごみの分別区分の周知を徹底し、廃棄物の適正処理及び削減を推進します。
- ・ 資源ごみのリサイクルを促進するため、ごみの分別を徹底します。





【コラム】省エネポータルサイト

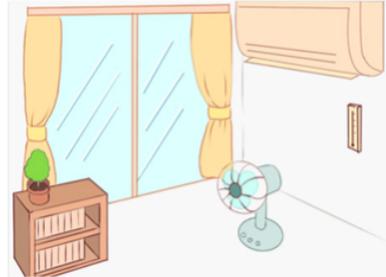
資源エネルギー庁のウェブサイトでは、石油、電力、ガスなどのエネルギーの安定供給政策や省エネルギー・新エネルギー（太陽光、風力、スマートコミュニティ等）に関する情報を閲覧することができます。省エネポータルサイトでは、家庭や事業者に向けた省エネルギーに関する情報が紹介されています。

家庭でできる省エネ関連情報（エアコン）

💡 省エネレッスン

冷房時の工夫

- ・ドア・窓の開閉は少なく。
- ・レースのカーテンやすだれなどで日差しをカット。
- ・外出時は、昼間でもカーテンを開けると効果的。
- ・扇風機を併用。風がカラダにあたると涼しく感じます。



暖房時の工夫

- ・ドア・窓の開閉は少なく。
 - ・厚手のカーテンを使用。床まで届く長いカーテンの方が効果的。
 - ・扇風機を併用。暖まった空気を循環させましょう。
- ※適宜、換気をしましょう

室外機のまわりに物を置かない。

- ・室外機の吹出口にものを置くと、冷暖房の効果が下がります。



💡 省エネ行動と省エネ効果

冷やしすぎに注意し、無理のない範囲で室内温度を上げる。

外気温度31℃の時、エアコン（2.2kW）の冷房設定温度を27℃から1℃上げた場合（使用時間：9時間/日）

年間で電気**30.24kWh**の省エネ、原油換算**7.62L**、CO₂削減量**14.8kg** 約**940円**の節約

冬の暖房時の室温は20℃を目安に。

外気温度6℃の時、エアコン（2.2kW）の暖房設定温度を21℃から20℃にした場合（使用時間：9時間/日）

年間で電気**53.08kWh**の省エネ、原油換算**13.38L**、CO₂削減量**25.9kg** 約**1,650円**の節約

冷房は必要なときだけつける。

冷房を1日1時間短縮した場合（設定温度：28℃）

年間で電気**18.78kWh**の省エネ、原油換算**4.73L**、CO₂削減量**9.2kg** 約**580円**の節約

暖房は必要なときだけつける。

暖房を1日1時間短縮した場合（設定温度：20℃）

年間で電気**40.73kWh**の省エネ、原油換算**10.26L**、CO₂削減量**19.9kg** 約**1,260円**の節約

フィルターを月に1回か2回清掃。

フィルターが目詰りしているエアコン（2.2kW）とフィルターを清掃した場合の比較

年間で電気**31.95kWh**の省エネ、原油換算**8.05L**、CO₂削減量**15.6kg** 約**990円**の節約

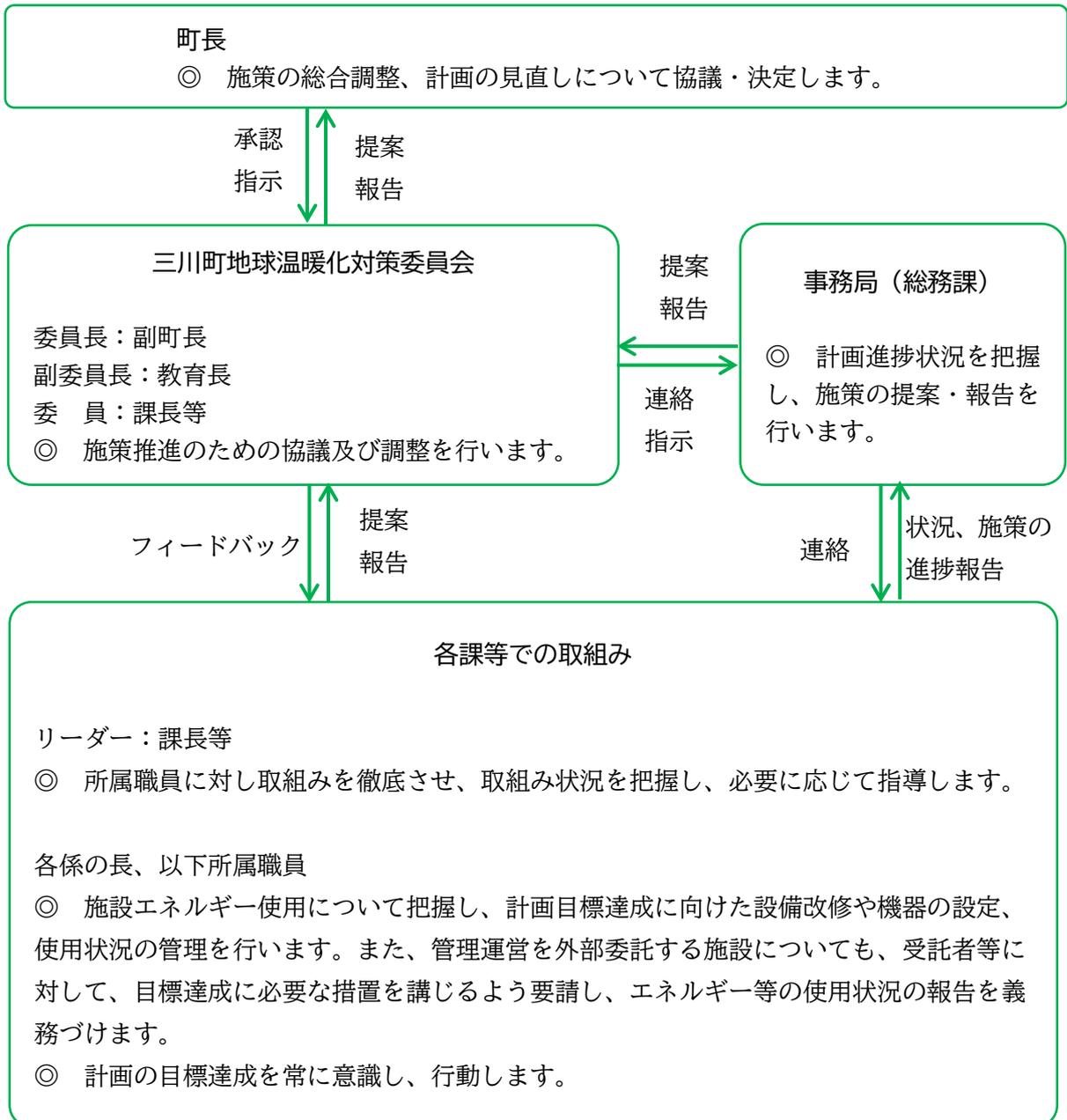
出典：経済産業省資源エネルギー庁ウェブサイト「省エネポータルサイト」

第6章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

計画を推進するため、下記の推進体制に従って、全職員が着実に実行計画を推進します。事務局は、総務課が担います。

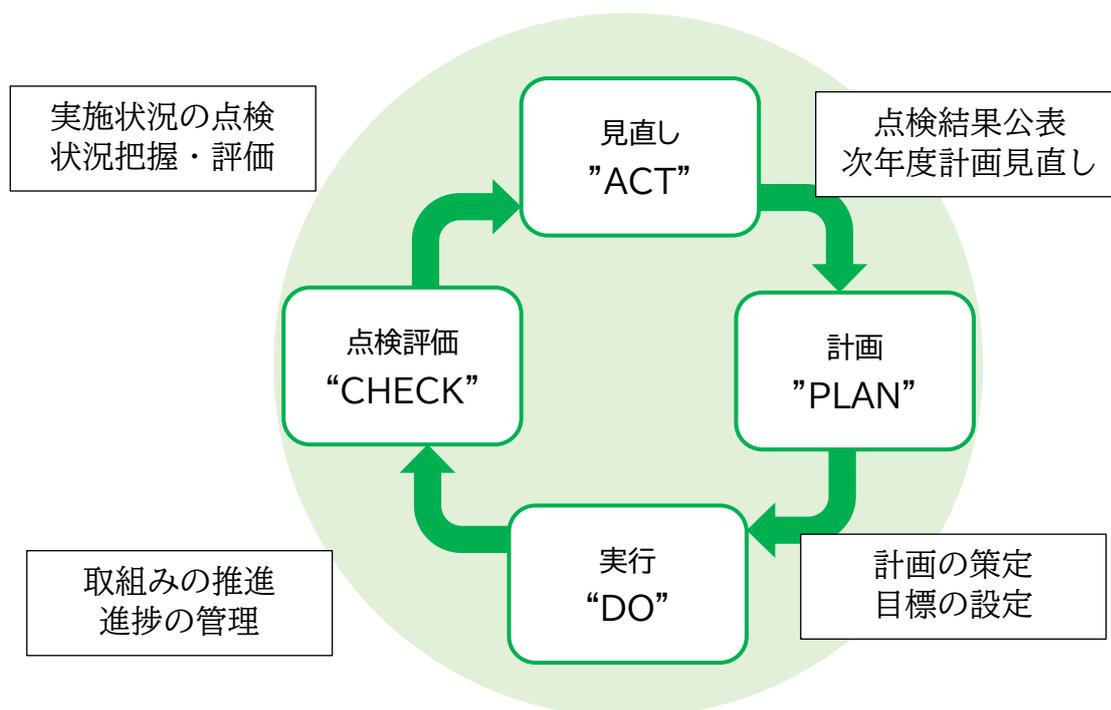
地球温暖化対策に係る庁舎内の推進体制



2 計画の進行管理

本計画の推進、点検・評価及び見直しは、環境マネジメントシステムの PDCA サイクルに基づき推進していきます。なお、計画の前提が大きく変わるような社会情勢の変化や法改正などが生じた場合、計画の目標や取組みなどについて、必要に応じて見直しを行うものとしします。

計画策定期間までの PDCA サイクル



3 計画の状況の公表

計画の取組み、実施状況と計画の進捗状況は町のホームページ等により公表します。

令和4年 3月 策定
令和6年11月 全部改定
令和7年 3月 一部改定

第2次三川町地球温暖化対策実行計画《事務事業編》

令和7年3月

編集・発行：三川町役場 総務課

〒997-1301 山形県東田川郡三川町大字横山字西田 85

TEL：0235-35-7011（直通）FAX：0235-66-3138

ホームページ：<https://www.town.mikawa.yamagata.jp>
